十四	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設	(1) 重度知的障害児の保護及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士（交替制により勤務する者に限る。）
		(2) 重度知的障害児の保護及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士（(1)及び(5)に掲げる者を除く。）
		(3) 重度知的障害児の看護に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師（交替制により勤務する者に限る。）
		(4) 医師（(8)に掲げる者を除く。）
		(5) 指導課長
		(6) 重度知的障害児の保護及び指導に直接従事することを常例とする児童指導員
		(7) 看護師及び准看護師（(3)に掲げる者を除く。）
		(8) 医師（課長に限る。）
		(9) 作業療法技術職員
		(10) 言語聴覚士
		(11) 心理療法士
		(12) 重度知的障害児の輸送に従事する自動車運転手（人事院の定める者に限る。）

五	四	三	一

別表第一中第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―八―七一

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一の公安職俸給表(二)級別標準職務表二級の欄第二項及び同表三級の欄第三項中「主任」を「専門員」に改める。

別表第一の教育職俸給表(一)級別標準職務表一級の欄中「国立看護大学校」を削る。

別表第二の教育職俸給表(一)初任給基準表中「助手」を削る。

別表第二の医療職俸給表(三)初任給基準表の備考第三項中「第21条第３号」を「第21条第４号」に改める。

別表第二の福祉職俸給表初任給基準表の表中「職能判定員」を削る。

別表第三の大学卒の欄第六号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別表第六の福祉職俸給表在級期間表の表中「職能判定員」を削り、同表の備考第一項中「、「職能判定員」「社会復帰支援員」」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表消費者委員会事務局の項中「

参事官	一種

」を「

参事官	一種
企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

」に改め、同表地方分権改革推進委員会事務局の項を削る。

別表第一の二十二の表看護研修研究センターの項、国立がんセンターの項、国立がんセンター病院の項、国立がんセンター東病院臨床開発センターの項、国立がんセンターがん予防・検診研究センターの項、国立がんセンターがん対策情報センターの項、国立がんセンター研究所の項、国立循環器病センターの項、国立循環器病センター病院の項、国立循環器病センター研究所の項、国立循環器病センター研究所先進医工学センターの項、国立精神・神経センターの項、国立精神・神経センター病院の項、国立精神・神経センター研究所の項、国立国際医療センターの項、国立国際医療センター国際医療協力局の項、国立国際医療センター病院の項、国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターの項、国立国際医療センター戸山病院国際疾病センターの項、国立国際医療センター国府台病院肝炎・免疫研究センターの項、国立国際医療センター研究所の項、国立国際医療センター研究所国際臨床研究センターの項、国立国際医療センター国立看護大学校の項、国立成育医療センターの項、国立成育医療センター病院の項、国立成育医療センター研究所の項、国立長寿医療センターの項、国立長寿医療センター病院の項、国立長寿医療センター研究所の項、国立光明寮の項、国立保養所の項及び国立知的障害児施設の項を削り、同表国立障害者リハビリテーションセンター更生訓練所の項中「更生訓練所」を「自立支援局」に、「所長」を「自立支援局長」に改め、同表国立障害者リハビリテーションセンター病院の項の前に次のように加える。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立光明寮	寮長	二種
	課長	四種
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	所長	二種
	課長	四種